



INDEX

- 年始の挨拶
- 令和5年4月からの家賃額について必ず
“通知書”をご確認ください!!
- 家賃減免申請書の受付
- 住宅管理公社の窓口時間延長のお知らせ
- 駐車場使用料の減免を希望される方へ
- 模様替等許可申請
- 緊急連絡先届の提出について
- 冬の暮らしの注意点
- 単身入居の皆様に対するみまもりサービス(有料)のお知らせ

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



札幌市都市局長 **中村 範仁**

令和5年という新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

入居者の皆様・自治会役員の皆様には、昨年も市営住宅の良好な居住環境維持のためご尽力いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

昨年は社会経済活動が復調の兆しを見せるなど、一部で明るい兆しも見えてきましたが、一方では、ロシアのウクライナ侵攻の影響による物価高騰や電気料金などの値上げにより、入居者の皆様の生活にとって非常に厳しい年となりました。

引き続きそのような状況下ではございますが、住宅管理公社・指定管理者と共に力を合わせて皆様の豊かな住環境の整備に取り組んで参りますので、本年も皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和5年4月からの家賃額について 必ず“通知書”をご確認ください!!

令和5年4月からの家賃額につきましては、令和4年6月からの収入申告をもとに計算し、2月上旬に『家賃決定通知書』を郵送いたします。

郵送されましたら、必ず内容をご確認ください。

また、郵送された通知書の表題が『収入超過者認定通知書 兼 家賃決定通知書』になっている方は、一定以上の収入があるため、住宅を明け渡すよう努めていただきます。

該当する方につきましては、民間住宅などへの転居をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、収入超過者認定に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。



問い合わせ先

札幌市 都市局市街地整備部
住宅課 管理係

☎211-2806

家賃減免申請書の受付

※ 受付期間は窓口の混雑が予想されますので、新型コロナウイルスの感染防止を図る意味から、減免申請書は出来るだけ郵送でご提出ください。

■ 令和5年度分(令和5年4月以降)家賃減免の受付

令和5年度分(令和5年4月以降)の家賃減免の受付が始まります。家賃の減免が令和5年3月で終わり、引き続き希望される方は、下記の期間で受付します。

記

〔受付期間〕

ア) 年金のみで生活する世帯全員が60歳以上の場合
…2月1日～4月末日まで受付

イ) 左記ア)以外
…3月1日～4月末日まで受付



■ 令和4年度分(令和5年1月～3月)家賃減免の受付

令和4年度分(令和5年1月～3月)の家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

住宅管理公社(中央区北1条西2丁目 オーク札幌ビル1階)の 窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、1月25日(水)、26日(木)、27日(金)、30日(月)、31日(火)の5日間(土日祝日は除く)は、通常の午後5時15分を午後7時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

※ 午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

駐車場使用料の減免を希望される方へ

※ 次の(1)から(3)の**要件のすべて**を満たしている方は、駐車場使用料が減免となる場合がありますので、下記にご相談ください。

- (1)車いす住宅に付随する専用駐車場を利用する方又は身体の移動のために自動車の使用が不可欠と認められる方(通勤、通学等)
- (2)身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の障がいにより1級から4級に該当する方
- (3)家賃の減額を受けている方で減免率60%の方、又は家賃の免除を受けている方

- ※ 借り上げ住宅は駐車場減免の対象ではありません。
- ※ 介護用で駐車場をご利用の場合は、駐車場減免に該当しません。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

模様替等許可申請

住宅の改造や物品の設置に関しては、あらかじめ申請・届出が必要です。

① 模様替等許可申請

- ・ 手すり設置
- ・ エアコン設置
- ・ エアコン設置等に伴うコンセント設置工事
- ・ その他工事等を伴うもの

② 物品設置届

- ・ インターホン設置
- ・ 衛星放送受信用パラボラアンテナ設置
- ・ パトライト(視覚障がい者用の室内信号灯装置)

※ なお、建物の主体構造及び付帯施設に損傷を与える恐れがある場合には、許可にならないこともあります。また、退去時には原状回復していただくことが条件になっています。不明な点があれば、お問い合わせください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

緊急連絡先届の提出について

(対象:一人世帯/今年度は豊平、厚別(ひばりが丘、青葉、新さっぽろ)の団地にお住まいの方が対象です)

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、すでに提出期限は過ぎておりますが、まだ提出されていない方は、郵送または集会所に提出をお願いいたします。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385



●水道の凍結に注意

氷点下の「真冬日」が続いたときや旅行等で長時間水道を使用しないときは、水道の凍結にご注意ください。水道が使用できなくなるばかりではなく、凍結によって水道管等を破損するおそれがあります。

万が一凍結させてしまった場合、その処理費用は皆さんの負担になり、管が破損した場合の修繕費、破損などで階下に漏水被害が発生した場合も、原因者負担となりますので、十分ご注意ください。

●結露を防ぐための対策

結露を防ぐためには、空気を入れ替え、部屋全体を適切な温度と湿度に保つことが大切です。換気扇や換気レジスターを活用し、多量の湿気を発生させないようにしましょう。また、室内の空気の流れを良くするために、家具の配置に気をつけて、住宅全体を開放的に使うよう心がけましょう。

●それでも結露が発生したら

全ての結露を発生させないように生活することは大変困難であると思います。対策をしても、なお結露が発生した場合は、結露水により壁や床が汚れたり、窓ガラスが凍り付いたりしてしまわないように、こまめに拭き取りましょう。

一度結露を起こした部屋は、壁・床・天井などの建築材料、家具の中の衣類、押入の布団などに湿気が詰まっているものと考えられます。根気よく部屋の中の空気を入れ替え、湿気を外に出すようにすることが大切です。

問い合わせ先

北区、西区、手稲区にお住まいの方 エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社	☎011-232-3111
中央区、東区、白石区にお住まいの方 日興美装工業株式会社	☎0120-846-219
豊平区、清田区、南区にお住まいの方 株式会社東急コミュニティー	☎011-555-0071
厚別区にお住まいの方 株式会社東急コミュニティー	☎011-801-7060

単身入居の皆様に対する みまもりサービス(有料)のお知らせ

市営住宅に一人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。そこで、ご自身の安否を登録したご家族等へメールでお伝えするみまもりサービスと、万一、居室内で不慮の死亡事故となってしまった場合に、お部屋の家財を処分する費用や原状回復費用の補償(補償限度額100万円)が付いた有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385